

## ○北方領土の不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申出書の書式

北方領土地域における不動産登記事務は、我が国の統治権・行政権の行使が事実上不可能な状態におかれていることから行われておりません。

しかし、土地・建物の従前の登記簿又は台帳上の所有名義人については、相続関係を明確にしておくことが適当であるとされています。

そこで、釧路地方法務局根室支局では相続の申出がされた場合のみ、所定の用紙に相続事項を記載する暫定的な取扱いを行っています。

この場合の申出書の書式は、別紙1のとおりです。ご不明の点等がありましたら、釧路地方法務局根室支局（☎0153-23-4874）にご相談ください。

### ☆登記所からのお願い

- ① 申請書は、A4の用紙に記載し、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なものにしてください。
- ② 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。
- ③ 郵送による申出も可能です。申出書を郵送する場合は、申出書を入れた封筒の表面に「北方領土関係相続申出書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。なお、添付書類の原本還付を希望される方は、返信用の封筒・郵便切手を同封してください。

### ◇書式の解説

（この書式例は、法定相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子供2人が相続した場合です）

- （注1） 遺産分割協議が成立した日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注2） 被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。
- （注3） 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票）の提出を省略することができます。
- （注4） 相続人の住所、氏名を住民票の写しのとおり正確に記載し、認印を押印してください。相続人が複数いる場合には、相続分を記載します。なお、代理人が申出する場合は、相続人の押印は不要です。
- （注5） 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができる

もの。代理人からの申出の場合は代理人の連絡先のみ)を記載します。

- (注6) 相続を証する書面として、被相続人(死亡した方)の出生から死亡までのすべての戸籍謄本、除籍謄本等を添付します。また、法定相続人の現在の戸籍謄本等(被相続人が死亡した以後に作成されたもの)も添付してください。被相続人の戸籍謄本と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍謄本、除籍謄本などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

登記簿(台帳)上の住所が、本籍と一致する場合を除いて、被相続人(死亡した方)と登記簿(台帳)上の所有者が同一であることを確認するために、登記簿(台帳)上の住所が記載された被相続人(死亡した方)の住民票の写し又は戸籍の附票の写しを添付してください。住民票の写し等に登記簿(台帳)上の住所が記載されていないなど、被相続人と登記簿(台帳)上の所有者と同一であるかどうか明らかにならない場合は、独立行政法人北方領土問題対策協会発行の同一人証明書(別紙2)を添付してください。詳しくは独立行政法人北方領土問題対策協会(☎代表 03-3843-3630 ☎札幌 011-205-6121)にお問い合わせ下さい。

なお、提出された戸籍謄抄本、除籍謄本の返却を希望される場合は、「相続関係説明図」(別紙3)を併せて提出願います。(ただし、遺産分割協議書・特別受益証明書・印鑑証明書などの返却を希望される場合には、遺産分割協議書などをコピーして原本と共に提出してください。)

遺産分割協議が成立したことを確認するために、遺産分割協議書(参考書式別紙4)を添付します。その協議書には相続人以外の他の法定相続人の印鑑証明書(当該協議書に押印された印鑑の証明書)が必要となります。

- (注7) 申出物件を相続する人の住民票です。住民票コードを記載した場合(注3)は、提出する必要がありません。
- (注8) 申出を代理人に委任する場合には、委任状を添付します。参考書式は別紙5のとおりです。
- (注9) 申出を委任する場合には、代理人の住所と氏名を記載し、認印を押印してください。
- (注10) 申出の年月日を記載します。申出書を法務局に提出する日を記載してください。郵送で申出をする場合には、発送する日を記載します。
- (注11) 申出をする不動産を、登記簿(台帳)の記載のとおり正確に記載してください。
- (注12) 申出書が複数枚にわたる場合は、申出人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください(契印は、1人がすれば足ります)。

※ なお、申出事件処理完了に伴う登記済書等は発行されませんので、相続申出による記載事項を確認したい場合は、登記簿(台帳)の記載事項証明書(無料)を請求していただくこととなります。

(別紙1)

## 北方領土関係相続申出書

相続の年月日 平成27年7月8日相続(注1)

被相続人 法務太郎(注2)

相続人 〇〇市〇〇町三丁目45番6号  
(住民票コード 12345678901)(注3)  
相続分2分の1 法務一郎㊤(注4)  
〇〇市〇〇町三丁目45番6号  
相続分2分の1 法務温子㊤(注4)  
連絡先の電話番号 00-0000-0000(注5)

添付書類

相続を証する書面(注6) 住所証明書(注7) 代理権限証書(注8)

代理人 〇〇市〇〇町二丁目12番地  
法務次郎㊤(注9)  
連絡先の電話番号 00-0000-0000(注5)

令和元年5月7日(注10) 釧路地方法務局根室支局 御中

登記簿(台帳)上の不動産の表示(注11)

〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原野 〇反〇畝〇歩

〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原野 〇反〇畝〇歩

契印 (注12)

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙) や (注) は、記載しないでください。

(別紙2)

## 証 明 書

登記簿(台帳)上の表示	住所	
	氏名	
戸籍の表示	本籍	
	氏名	

上が同一人であることは相違ありません。

令和 年 月 日

(現住所)

釧路市柏木2丁目5番4号

(引揚前の住所)

択捉郡留別村大字留別5番地

乙 野 二 郎 ㊞

昭和 年 月 日生

(現住所)

東京都中央区吉田1丁目6番3号

(引揚前の住所)

択捉郡留別村大字留別6番地

丙 野 三 郎 ㊞

昭和 年 月 日生

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

東京都台東区北上野一丁目9番12号

住友不動産上野ビル

独立行政法人北方領土問題対策協会 理事長 ○ ○ ○ ○ 印

(別紙3)

## 相続関係説明図例

### 被相続人 法務太郎 相続関係説明図



- \* この「相続関係説明図」を提出した場合には、戸籍謄抄本、除籍謄本を調査終了後にお返しします。ただし、遺産分割協議書などの返却を希望する場合には、遺産分割協議書などをコピーして原本と共に提出しなければなりません。

「法務花子」の下にある(分割)とは、同人が遺産分割協議の結果、財産中の不動産を相続しなかったという意味です。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(別紙4)

## 遺産分割協議書例

### 遺産分割協議書並びに他に 相続人がないことの証明書

平成27年7月8日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 が死亡したので、法定相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

なお、法定相続人は私達だけであり、他に相続人がないことを証明します。

1. 法務一郎と法務温子は、次の遺産を相続する。なお、相続分は2分の1ずつとする。

〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原 野 〇反〇畝〇歩

〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原 野 〇反〇畝〇歩

上記の協議を証するため、本協議書を作成して、それぞれに署名、押印する。

令和元年5月7日

<u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u>	<u>法 務 花 子</u>	㊟
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>法 務 一 郎</u>	㊟
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>法 務 温 子</u>	㊟

\* ㊟は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押印し、印鑑証明書を各1通添付します。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

(別紙5)

## 委 任 状

(住所) 〇〇市〇〇町二丁目12番地

(氏名) 法 務 次 郎

私は、上記の者に下記の北方領土関係相続申出に関する一切の権限を委任します。

### 記

- 1 相続の年月日 平成27年7月8日相続
- 2 被相続人 法 務 太 郎
- 3 物件の表示 〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原 野 〇反〇畝〇歩  
  
〇〇郡〇〇村大字〇〇字〇〇番  
原 野 〇反〇畝〇歩

令和元年5月7日

申出人(相続人)	(住所)	<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>
	(氏名)	<u>相続分2分の1 法 務 一 郎</u> ㊟
	(住所)	<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>
	(氏名)	<u>相続分2分の1 法 務 温 子</u> ㊟

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

## 北方領土関係相続申出書

相続の年月日 平成 年 月 日相続

被相続人

相続人

連絡先の電話番号

添付書類

相続を証する書面 住所証明書 代理権限証書

代理人

連絡先の電話番号

令和 年 月 日 釧路地方法務局根室支局 御中

登記簿（台帳）上の不動産の表示

遺産分割協議書並びに他に  
相続人がないことの証明書

平成 年 月 日, 死亡したので, 法定相続人である  
その相続財産について, 次のとおり遺産分割の協議を行った。  
なお, 法定相続人は私達だけであり, 他に相続人がないことを証明します。

1. は, 次の遺産を相続する。

上記の協議を証するため, 本協議書を作成して, それぞれに署名, 押印する。

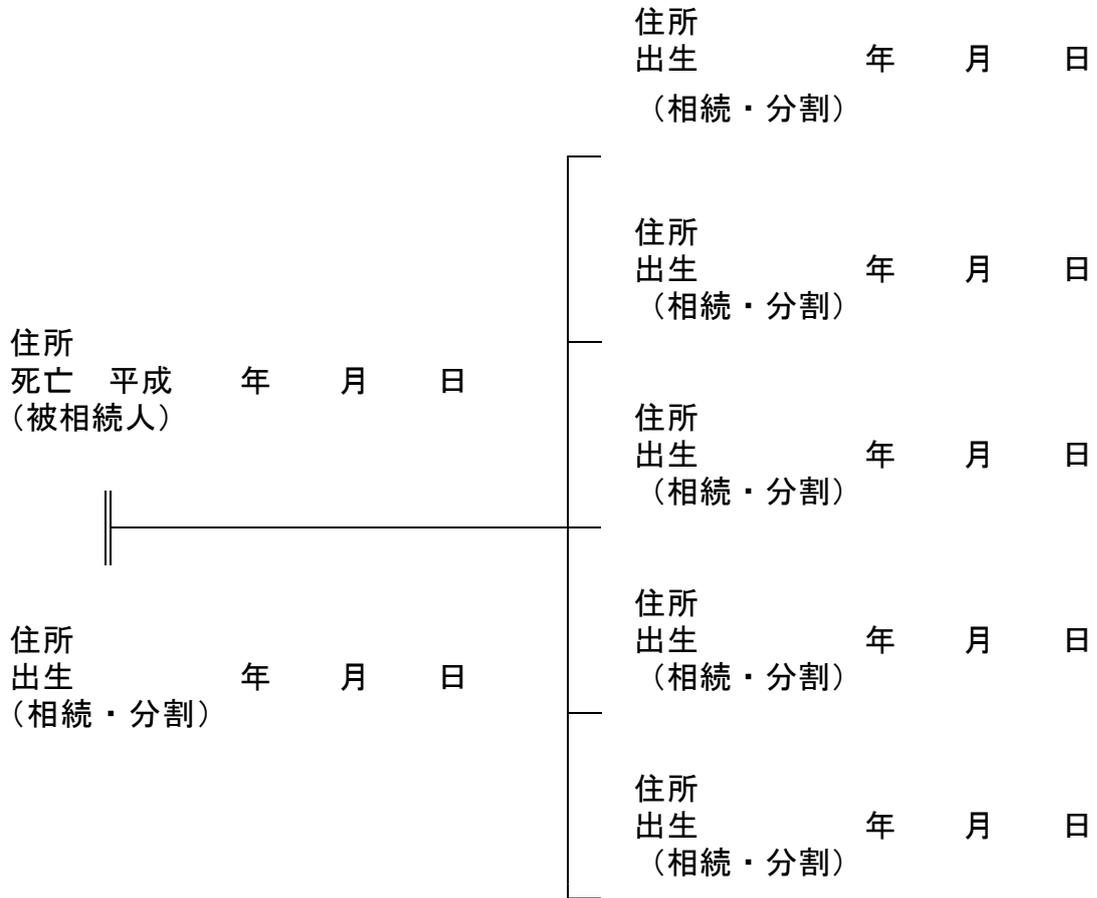
令和 年 月 日

印  
印  
印

\* 印は, 印鑑証明書と同じ印(実印)を押印し, 印鑑証明書を各1通添付します。

被相続人

相続関係説明図



相続を証する書面は還付した

# 委任状

(住所)

(氏名)

私は、上記の者に下記の北方領土関係相続申出に関する一切の権限を委任します。

## 記

- 1 相続の年月日 平成 年 月 日相続
- 2 被相続人
- 3 物件の表示

令和 年 月 日

申出人（相続人） (住所)  
(氏名)  
(住所)  
(氏名)

印

印